

「宇都宮ブランド・移住定住プロモーション業務委託」 企画提案実施要領

1 業務の名称

宇都宮ブランド・移住定住プロモーション業務委託

2 業務の概要

社会動態において転出超過となっている東京圏に対して、本市の「暮らしやすさ」や「子育てのしやすさ」などの都市の実力に加え、地域の賑わいなどの宇都宮の多様な「愉快」を訴求することで、本市の認知度向上や興味・関心の醸成を図り、更なる関係人口の創出・拡大、移住・定住の促進につなげることを目的とする。

3 プロポーザルの内容

(1) 件名

宇都宮ブランド・移住定住プロモーション業務委託

(2) 業務内容

宇都宮ブランド・移住定住プロモーション業務委託仕様書を参照

(3) 選定方法

本件に係る業者選考委員会を設置し、公募型プロポーザル方式により、候補者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に準じて随意契約を締結する。

(4) 公募方法

宇都宮ブランディングアライアンスホームページ (<https://u-pride100.com>) 及び宇都宮市ホームページ (<https://www.city.utsunomiya.lg.jp>) に実施要領等を掲載し、提案を公募する。

(5) 契約期間

契約締結日から令和8年12月28日(月)までとする。

(6) 企画提案上限額

35,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ この企画提案上限額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、業務履行に要する経費として参考に示すものである。

※ 消費税は10%で算出すること。

※ 企画提案上限額を超えた提案は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

(7) スケジュール（スケジュールは変更する場合がある）

日 時	項 目	備 考
令和8年6月1日（月）	募集開始	宇都宮ブランディングアライアンス及び宇都宮市ホームページにて掲載
令和8年6月1日（月） ～ 6月12日（金） 午後3時必着	質問受付期間	電子メールで提出
令和8年6月17日（水） ※上記期限までに随時回答を更新する。	質問に対する回答	宇都宮ブランディングアライアンス及び宇都宮市ホームページにて掲載
令和8年6月19日（金） 午後3時必着	企画提案参加申込期限 【提出書類一覧表1～12】	窓口持参又は郵送で提出
令和8年7月 3日（金） 午後3時必着	企画提案関係書類提出期限 【提出書類一覧表13～15】	窓口持参又は郵送で提出
令和8年7月17日（金） ※提案書等の提出者が5者を超えた場合、書類審査を事前に実施し、プレゼンテーション審査対象者を選考する場合がある。	プレゼンテーション	・提案書に基づき説明すること。 ・担当予定者は、出席すること。 ・詳細な時間は、後日通知する。
7月 下旬	審査結果通知	

※ その他、「宇都宮市入札参加有資格者名簿」に登録されていない事業者については、令和8年7月5日までに別紙1の「入札参加資格審査申請 提出要領」に基づき、宇都宮市契約課に必要書類等を揃え、申請をすること。

4 提出先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5

宇都宮ブランディングアライアンス事務局

（宇都宮市役所7階 都市ブランド戦略課内）

（Tel）028-632-5038 （Mail）u-pride@city.utsunomiya.tochigi.jp

（HP）宇都宮ブランディングアライアンスホームページ <https://u-pride100.com/>

5 参加資格

企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。また、複数事業者が組織する共同事業体（以下「共同事業体」という。）が応募する場合は、構成員すべてについて同様とする。

- ① 宇都宮市の令和7年度～令和10年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）のうち、「写真撮影・広告等業務」，「催事関係業務」，「その他の業務」のいずれかに登録されている者，または，令和8年8月1日までに名簿への登録が完了する見込みの者（令和8年7月5日までに本市契約課に申請すること。）

- ② 法人税，消費税及び地方消費税，宇都宮市税を滞納していない者であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- ⑤ 地方自治法第92条の2，第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する団体等ではないこと。
- ⑥ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て，又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- ⑦ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑧ 政治団体，宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- ⑨ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6項に規定するもの）又は暴力団の密接関係者（栃木県暴力団排除条例施行規則第3条に規定するもの）が，役員就任，経営関与等を行っている団体等でないこと。

6 企画提案書作成に関する質問及び回答

(1) 提出方法

質問事項を任意の用紙に明記し，令和8年6月12日（金）午後3時まで（必着）に，電子メールにて提出すること。なお，質問が複数回にならないよう可能な限りまとめて提出すること。なお，企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし，評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

※ 提出先は，「4 提出先」を参照

(2) 回答

質問の回答は，質問受付後，3-(4)に記載する宇都宮ブランディングアライアンスホームページ及び宇都宮市ホームページにて随時掲載・更新し，令和8年6月17日（水）までにすべての回答を掲載する。なお，質問に対して個別の回答は行わない。

7 応募書類等の提出

(1) 提出書類

提出書類一覧表参照・・・別紙2

(2) 提出期限及び提出方法

ア 企画提案参加申込書及び関係書類の提出別紙2 NO.1～12参照

令和8年6月19日（金）（午後3時必着）までに，宇都宮ブランディングアライアンス事務局（※本要領の「4 提出先」を参照）に持参又は郵送にて提出すること。

イ 企画提案書及び関係書類の提出別紙2 NO.13～15参照

令和8年7月3日（金）（午後3時必着）までに，宇都宮ブランディングアライアンス事務局（※本要領の「4 提出先」を参照）に持参又は郵送にて提出すること。

(3) 提案関係書類作成の留意事項

宇都宮ブランド・移住定住プロモーション業務委託仕様書」(別紙3)に基づき提案すること。

企画提案書の内容は、提案者が自ら実現できる範囲内で記載すること。

(4) 提案のための費用負担

提案にかかる費用(提案書の作成に要する費用、旅費など)は、全て提案者の負担とする。

(5) 提案書の辞退

提案の辞退を希望する場合は、プレゼンテーションの実施日までに辞退届(任意様式)を書面にて提出すること。なお、辞退は自由にでき、辞退による不利益は生じない。

(6) 疑義の照会

提案書の内容等については、後日、事務局から照会を行うことがある。

(7) その他

ア 提案書の取り扱い

- ・ 提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。ただし、本アライアンスが提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

イ 秘密の厳守

本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

8 提案内容の評価項目

提案書の評価については、主に次の項目により総合的に行う。

- ① 本事業の実施体制・業務実績
- ② 実施方針
- ③ 企画提案
 - ・ 「JR山手線ADトレイン+車体広告」の実施
 - ・ 「餃子犬じゅうべえ」を活用した宇都宮市のPR
 - ・ 独自の提案
- ④ プレゼンテーション
- ⑤ 見積価格
- ⑥ 地域経済貢献度

9 審査方法及び審査結果

提出された提案書の審査と併せて、提案内容に係るプレゼンテーション審査を実施し、提案者への質疑等を行った上で、最も優れた提案をした者を選定する。

(1) 審査日時

令和8年7月17日（金）

※ プレゼンテーションの順番については企画提案書の提出順とし、時間は後日参加者に直接通知する。なお、書類審査を事前に実施し、プレゼンテーション審査対象者を選考した場合には、企画提案書を提出した者に対し、7月10日（金）までに電子メールでその結果について通知する。

(2) 場所

詳細な場所は、後日通知する。

(3) 実施方法

- ・ 説明資料等については、Microsoft office WordまたはPowerPointで作成した電子データをあらかじめ用意すること。
- ・ 1者あたりの持ち時間は30分とし、うち20分間を発表、10分間を質疑応答とする。
- ・ 対面でのプレゼンテーション審査とする。
- ・ PowerPoint等を利用してプレゼンテーションを行う場合は、動作環境を確認するため、あらかじめ電子データを市へ提供すること。なお、パソコン、プロジェクター、スクリーンは宇都宮市で用意したものを使用することを基本とするが、提案者が用意したパソコンを使用することも可能とする。
- ・ プレゼンテーション当日の出席者は各者5名以内とし、説明に用いる資料は、事前に提出された企画提案書のみとする

※ 提案書等の提出者が5者を越えた場合、プレゼンテーション審査前に書類審査を実施し、プレゼンテーション審査を行う提案者を選考する場合がある。

※ 書類審査を行う場合には、本実施要領の「8 提案内容の評価項目」のうち、①～③及び⑤、⑥の項目について書類審査を行い、上位5者を選定する。

※ 書類審査を行った場合であっても、書類審査の点数等は合算せず、本実施要領の「8 提案内容の評価項目」に基づき、プレゼンテーション審査を実施する。

(4) 提案者の失格事項

以下の事項に該当した場合は、失格とし、審査を行わないものとする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- ・ 企画提案書に記載された技術者等が、契約締結後に当該業務に従事できない場合
- ・ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった場合
- ・ その他「実施要領」の諸条件に違反した者

(5) 審査結果

- ・ 審査結果は、速やかに各者に通知する。
- ・ 審査結果は、事業者名を伏せた上で点数のみ公開を可能とする。
- ・ 審査結果の異議申立ては、一切受け付けない。

参考

- ・ 宇都宮ブランド戦略指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考1
- ・ 宇都宮ブランド推進ビジョン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考2
- ・ 宇都宮ブランド推進ビジョン(概要版) ・・・・・・・・・・・・参考3
- ・ みやナビ2026・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考4
- ・ 第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）
<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/shisei/machi/1034530/sougoukeikaku/1028177.html>
- ・ 宇都宮市移住定住応援サイト
<https://u-good-choice.jp/>
- ・ 宇都宮ブランディングアライアンスホームページ（宇都宮愉快市民・餃子犬じゅうべえ・宇都宮ブランドアンバサダー）
<https://u-pride100.com>